

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主重視を経営の基本理念とし、株主の皆様から経営の委託を受けた経営陣の強い使命感、高い企業倫理観に基づくコンプライアンス経営を実現するため、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の視点に立って企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針・目的としております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
瀬尾 訓弘	580,000	28.28
株式会社セブンオー	400,000	19.50
黒越 誠治	205,000	10.00
株式会社九六	205,000	10.00

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 マザーズ

決算期 2月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <small>更新</small>	10名
定款上の取締役の任期 <small>更新</small>	1年
取締役会の議長 <small>更新</small>	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	6名
社外取締役の選任状況 <small>更新</small>	選任している
社外取締役の人数 <small>更新</small>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松本 浩介	他の会社の出身者													
森下 俊光	他の会社の出身者								○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 浩介	○	—	他社の代表取締役や取締役を歴任し豊富な経験や幅広い知識を有しており、特に上場会社のCFOの経験も有していることから、上場会社としてのコーポレート・ガバナンスや投資家等に対する会社のアカウントビリティに関する知見も深く、当社のガバナンス体制の充実・強化が期待できると判断し、独立役員に選任致しました。
森下 俊光	○	当社の取締役就任の直前まで、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に在籍しておりましたが、同法人のパートナーではなく使用人であったこと、当社の会計監査の担当者ではなかったこと及び当社と同法人の取引金額等に重要性がないこと等から、独立性を損なうものではないと判断しております。	公認会計士として培われた豊富な経験及び高い見識を有しており、当社のガバナンス体制の一層の充実、強化が期待できると判断し、独立役員に選任致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 <small>更新</small>	設置している
定款上の監査役の員数 <small>更新</small>	5名
監査役の人数 <small>更新</small>	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、定期的に二者間あるいは三者によるミーティングを開催し、監査計画や監査結果等に関する情報共有及び意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況 <small>更新</small>	選任している
社外監査役の人数 <small>更新</small>	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
田中 利幸	他の会社の出身者														
松尾 芳憲	他の会社の出身者														
須田 仁之	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 利幸	○	—	他社での監査役及び内部監査部長として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、当社の監査体制の充実・強化が期待できると判断し、独立役員に選任致しました。
松尾 芳憲	○	—	他社での監査役として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、当社の監査体制の充実・強化が期待できると判断し、独立役員に選任致しました。
須田 仁之	○	—	他社の取締役や監査役として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、当社の監査体制の充実・強化が期待できると判断し、独立役員に選任致しました。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 <small>更新</small>	5名
--------------------------	----

## その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員としての資格を満たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 <small>更新</small>	ストックオプション制度の導入
---	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社役員2名に対して、合計66,000株のストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 <small>更新</small>	社内取締役
-----------------------------------	-------

該当項目に関する補足説明 更新

付与対象者に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブとしてストックオプションを付与しております。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により個別報酬額の決定を代表取締役社長へ一任しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外役員に対する専従スタッフは配置しておりませんが、社内取締役及び管理部が、取締役会における決議事項に関する事前説明等を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

#### (1) 取締役会

取締役会は、取締役6名(うち2名は社外取締役)で構成されており、監査役出席のもと開催しております。定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、取締役の業務執行が適法かつ会社の業務運営に合致しているものかについて監督するとともに、重要事項について審議のうえ決議を実施しております。

#### (2) 監査役会

監査役会は、監査役3名(いずれも社外監査役)で構成しており、監査方針を策定し、監査結果について協議するとともに、内部監査担当者及び監査法人との緊密な連携のもとに運営しております。監査役は、取締役会等の重要会議に出席して意思決定の過程及び業務の執行状況を把握、監視しております。

#### (3) 内部監査

内部監査担当者を置き、監査役及び会計監査人との連携のもと、法令及び社内規程の遵守、不正防止、業務の効率化、社内管理の有効化等の視点で業務監査等を実施しております。

#### (4) 会計監査人

新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、経営監督機能を強化することが、コーポレート・ガバナンスの充実に資すると考えており、監査役会を設置するとともに、2名の社外取締役及び3名の社外監査役を選任しております。

また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に出席頂けるよう、集中日を避けて開催するよう留意して参ります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトにおいて掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを開設し、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、その他適時開示資料を掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部にてIR業務を担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項として考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、積極的な情報開示を行っていく方針であります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 最新

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、その基本方針に従って内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下の通りであります。

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱い、法令及び「文書管理規程」の定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理する。
  - ・取締役及び監査役の要求があった場合には、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を提出する。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社のリスク管理に関する基本的事項を定め、経営を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践を行うべく「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
  - ・当社の経営又は事業活動に重大な影響を与える危機が発生したときには、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、代表取締役を本部長とする「対策本部」を直ちに設置し、会社が被る損害を防止又は最小限に止める。
  - ・内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のリスク管理状況を確認する。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会を通じて個々の取締役の業務執行が効率的に行われているかを監督する。
  - ・取締役会は、中期経営計画及び各事業年度の予算を決定し、各部門がその目標達成のための具体案を立案、実行する。
  - ・「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役会、代表取締役及び各取締役の役割と権限を明確にする。
- (4) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
  - ・コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
  - ・内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のコンプライアンス状況、業務執行状況を確認する。
  - ・法令・規程則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正すべく、外部の法律事務所を窓口とする内部通報制度を運用する。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業を統括的に管理する部署を定め、子会社におけるコンプライアンス状況、リスク管理状況等を把握するとともに、職務の執行状況の報告を受け、また、子会社における重要事項の決定にあたっては、当社の取締役会の承認を受けるものとする。
  - ・内部監査担当者は、子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。
  - ・子会社の使用人を内部通報制度の利用者に含める。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査役がその補助すべき使用人（以下、補助使用人という）を置くことを求めた場合は、監査役と協議の上で補助使用人を任命する。
  - ・補助使用人は、原則として業務の執行に係る職務を業務せず、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、補助使用人の異動・評価等については監査役の同意を要する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役に報告する。
  - ・取締役及び使用人は内部監査の実施状況、リスク管理状況、コンプライアンス状況、内部通報制度で通報された事実の内容の他、監査役からの要請に応じて必要な報告を行う。
- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・当社及び子会社は前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役職務の執行に必要な費用又は債務については、監査役の請求に従い支払その他の処理を行う。
- (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・代表取締役及び内部監査部門は、監査役と定期的に意見交換を行う。
  - ・監査役は取締役会以外の重要な会議にも出席できるものとする。
  - ・監査役が法律・会計等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (11) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 (11) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載の通りであります。具体的な手続等については、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」において定めており、主要なものは以下の通りとなります。

- (1) 当社における反社会的勢力への対応等の統括は管理部とし、対応責任者は管理部ゼネラルマネージャーとする。
- (2) 反社会的勢力からの不当要求が発生した際は、発生部門から管理部に対して速やかに報告・相談をし、また脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察へ通報する。
- (3) 報告・相談に基づき、実際に担当する担当者の安全の確保を最優先し、発生部門に対して適切な対応を指示する。
- (4) 顧客、従業員（採用時）、業務委託先の代表者・役員・従業員（必要な場合）等のスクリーニングを行う。
- (5) 反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、当該事項が判明した時点で、いかなる理由であれ反社会的勢力への資金提供を行わないものとする。判明した場合においては、可能な限り速やかに関係を解消できるよう、契約書や取引約款に可能な限り暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力が取引先となることを防止するための措置を講じておくものとする。
- (6) 当会社の反社会的勢力に関する態勢に関して、役職員に対してコンプライアンス研修を実施する。
- (7) 所轄警察担当係及び加盟暴力追放運動推進センター・顧問弁護士と連携態勢を構築する。

V その他

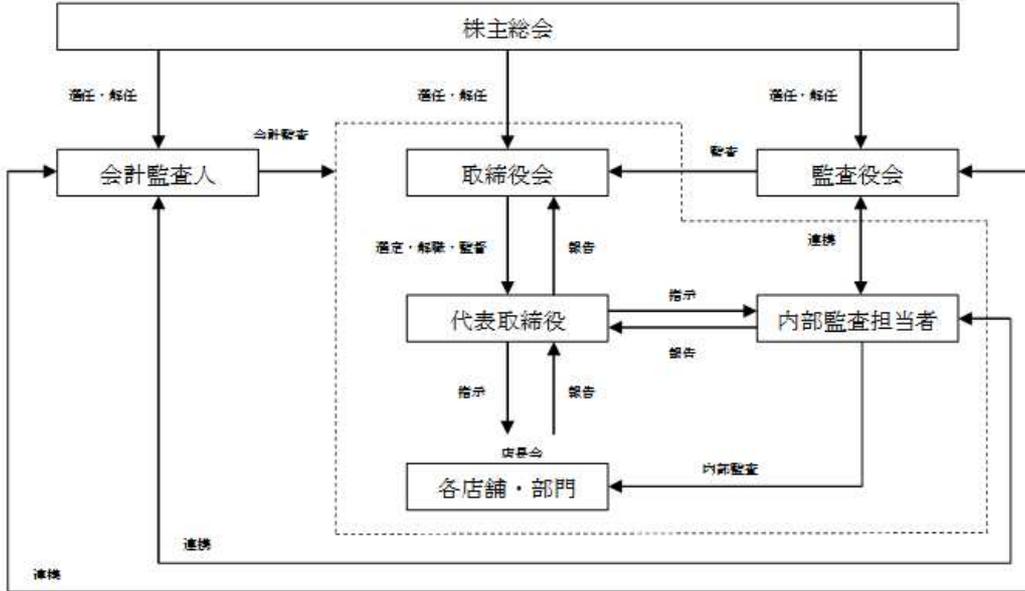
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

<決定事実・決算に関する情報等>



<発生日実に関する情報>

